

# 唐津市中原遺跡出土の 成人木簡について

松尾光

## 一、防人木簡の発見

平成十七年（二〇〇五）五月三十日、佐賀県教育委員会は、唐津市大字原にある中原遺跡から「甲斐國 成人」などと書かれた木簡が出土したと発表した<sup>①</sup>。

中原遺跡は西九州自動車道の建設にともなう調査で発見され、平成十一年七月から継続的に発掘作業が行なわれている。広さは八万三〇〇〇平米もあり、時代的には弥生時代から平安前期までの長期にまたがる複合遺跡である。今までに甕棺墓約二〇〇基・古墳五基、弥生中期前半から古墳後期までの堅穴式住居址約一一〇棟分が見つかっている。とくに平成十七年七月には弥生中期前半の甕棺墓から青銅製の円形腕輪（円環型銅釧）十一個、同じく弥生中期中葉の甕棺墓から三個のそれが出土した。前者は全国第三番目の大量出土である。ついで八月には、弥生終末期の周溝墓と古墳初期の木棺墓からわざわざ碎いて副葬されるという謎めいた四面の青銅鏡が発見され、いずれも棺の外側に埋められていた<sup>③</sup>。

そうした話題にことかかない遺跡となつたが、平成十二年九月に

その調査区北側を東西方向に流れる水路址から多量の遺物が発見されていた。そこでは墨書・刻書土器が一八〇点、把手付中空円面硯や転用硯、奈良三彩・綠釉など施釉陶器、鎔帶金具（丸鞘）、曲物や剗物皿・舟形木製品などとともに、十九点の木簡が発見された。平成十三年二月には、木簡に川部・日下部という氏族名や大村という地名があつたと発表したが、残りの文字の墨痕が薄くて読み取りがむずかしく、国立歴史民俗博物館に依頼して赤外線調査などした上で、このたびやっと全体的な発表にいたつたのである。

文字痕の明瞭な一号木簡から七号木簡は、

・大村戸主川部租次付日下□<sup>〔部カ〕</sup>

・（表）呼二邊玉女別百續 凡死人家到十□<sup>〔邊カ〕</sup>

先見地土後見□□<sup>〔風カ〕</sup> 念保玉女二□

（裏） 料郷十五束

・大村郷「 」秦部宮

・廿三日丁卯以遣収

員為□□□

・□寺□<sup>〔御カ〕</sup>

・長□□□□<sup>〔弓主カ〕</sup>

・七月十日

とあり、二号木簡の記載は興味深いが、これだけはどうにも意味がとりにくい。こうした木簡記載のなかで、内容的にもつとも注目

されたのがこれにつづく八号木簡である。八号木簡は長さ二十七センチ×最大幅三・五センチ×厚さ〇・三～〇・四センチの榧の板である。表面には文字が散見するが、一次文書を粗く削り取った上で、一次使用時と逆にした状態で二次文書が記されていた。<sup>(5)</sup>

まず一次文書は、

「」□□

不知状之

・(表) 小長□部□<sup>(東カ)</sup> 甲斐國□<sup>(津カ)</sup> 成人

□□家<sup>(注カ)</sup>

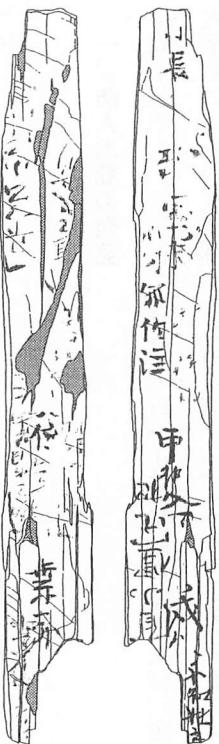
□□「」棄<sup>(永カ)</sup>

ついで、二次文書は、

・(表) 首小黒七把

(裏) □曆八年 、物マ諸萬七把 、日下マ公小<sup>(淨カ)</sup> 「」

、□田龍□<sup>(麻カ)</sup> 七把 、□マ大前



(4) 中原遺跡は出土遺物から郡の施設と考えられ、郡の管轄する施設が重要な港の防守にあたる。防人配備にもかかわっていたことを示す初めての出土文字資料である。

(5) 八世紀後半に東国防人が成（守備地）に充てられたことを裏付ける出土文字資料である。

(6) 甲斐国の中防人としては「天平十年度駿河国正税帳」に次いで一例目の史料である。

の六点をあげられた。解説内容はおおむね妥当で、おおまかにはこのように承知してよいであろう。

と記され、二次使用の目的であるらしい食料支給のあとで、溝に廃棄されたものらしい。

佐賀県教育委員会は、両端が欠損しているものの、これがほぼ原

形であったとしてよいとする。そして八号木簡の二次文書にある「□曆八年」を、延暦八年（七八九）と読みとられた。その上で、この出土木簡の意義として、

(1) 防人が「成人」と呼ばれ、九州に配備された実態を記す全国初の出土文字資料である。

(2) 東国防人が任地においても出身国（「甲斐國」）単位で把握されたことを示す初めての史料である。

(3) 肥前国と防人との関係を具体的に示した初めての史料である。

## 二、防人制度の変遷

防人の文字は『日本書紀』（日本古典文学大系本）大化二年正月

甲子条のいわゆる大化改新詔第二条につとに見られるが、これはおそらく後世の人が大宝令条文などによつて造つたものであろう。まだこの段階では、九州に防人を配置するほどの危機感を懷いていたと思えないからだ。

だが天智天皇三年（六六四）是歳条によれば、白村江の戦いで唐・新羅連合軍に敗北した直後に「対馬島・壱岐島・筑紫国等に防と烽とを置く。又筑紫に、大堤を築きて水を貯へしむ。名けて水城と曰ふ」とあり、九州地方北部への唐軍の来攻に備えて防備を固めていふ。その一環として、おそらく防人が創設されたのだろう。じつさに守備についていたことは、天智天皇十年十一月癸卯条の対馬国司の言からわかる。「唐国の使人郭務悰等六百人、送使沙宅孫登等一千四百人、総合べて二千人、船四十七隻に乗りて、俱に比知島に泊りて、相謂りて曰はく、今吾輩が人船、數衆し。忽然に彼に到らば、恐るらくは彼の防人、驚き駭みて射戦はむといふ」とあって、何の前触れもなく四十七隻の中国軍船が近寄つたら防人に攻撃されると恐れている。これからみれば、天智天皇十年には防人がすでにいたとみてよい。

そして天平二年九月己卯条で「諸国の防人を停む」とあり、天平九年九月癸巳条でも「是の日、筑紫の防人を停めて本郷に帰し、筑紫の人を差して壱伎・対馬を戍ら令む」とある。天平二年に停止したのち七年後にまた停止するのはおかしいが、『続日本紀』は編纂物なので記事の重出だろうか。おそらくは天平二年に政府として防人廃止を決定したが、それはあらたな徵発を停止したことであつて、七年後に防人という代替要員計画が組み込まれたこともあつて、やつと帰還を実施することになつたと理解すればよい。

天武天皇十四年（六八五）十二月乙亥条にも「筑紫に遣せる防人等、海中に飄蕩ひて、皆衣裳を失へり。則ち防人の衣服の為に、布四百五十八端を以て、筑紫に給り下す」とあり、交替中に瀬戸内海で海難事故にでも遭つたのか、そろつて海中に服を失つたためにか

わりの布地を支給されている。つまり天武朝でも、防人は堅持されていた。

持統朝に入ると、すでに制度化されている様子が窺える。持統天皇三年二月丙申条に「筑紫の防人、年の限に満ちなば替へよ」という詔があるから、もうすでに交替年限の定まつた制度である。ただし、この時点でのちの「大宝令」軍防令の規定と同じ三年交替であったかどうかとなれば、それは不明である。

それが『続日本紀』（新訂増補国史大系本）和銅六年（七一三）十月戊午条では「防人、戌に赴く時、専使を差す。是に由りて駅使繁多にして、人馬並びに疲る。宜しく遞送して發すべし」とされ、防人の赴任にさいして随行官を遣わさずに地元の官人で持ち送りするよう簡素化されている。

そして天平二年九月己卯条で「諸国の防人を停む」とあり、天平九年九月癸巳条でも「是の日、筑紫の防人を停めて本郷に帰し、筑紫の人を差して壱伎・対馬を戍ら令む」とある。天平二年に停止したのち七年後にまた停止するのはおかしいが、『続日本紀』は編纂物なので記事の重出だろうか。おそらくは天平二年に政府として防人廃止を決定したが、それはあらたな徵発を停止したことであつて、七年後に防人という代替要員計画が組み込まれたこともあつて、やつと帰還を実施することになつたと理解すればよい。

じつさいに天平九年に停止されたため、東国防人たちは本郷に送

り返された。それは『天平十年筑後国正税帳』（『大日本古文書』二卷一四七頁。以下「古二の一四七頁」などと略記）に「勅に依りて郷に還る防人」とあり、彼らは筑紫大津から備前児島までの十日間の食料稻として一五四八束を支給されている。これは人別四把として三八七人分の食料にあたる。『天平十年周防国正税帳』（古二の一三九頁）にも「京に向かふ防人」が前般約八〇〇人・中般九五三人・後般一二四人の三グループにわけられ、平城京に向けて送られていく。さらに『天平十年駿河国正税帳』（古二の一〇八頁）では「旧防人」を国別に持ち送りで帰郷させていて、伊豆二人・甲斐三十九人・相模二三〇人・安房三三人・上総二三三人・下総二七〇人・常陸二六五人の合計一〇八一人が通過している。となると筑後国の「勅に依りて郷に還る防人」三八七人分は別としても、周防国のみ「京に向かふ防人」約一〇〇〇人の一部が駿河国を通過した「旧防人」であるとみてよい。すなわち『続日本紀』でいう停止された防人とは、間違いなく東国防人であったわけである。

天平九年からは筑紫出身者が防人とされたはずだが、『万葉集』（日本古典文学全集本）には「天平勝宝七歳乙未の二月に、相替りて筑紫に遣はさるる諸国の防人等が歌」とあって遠江以下東国諸国の防人歌が並べられており、どこかで東国防人の制度に戻されていた。それが天平宝字元年（七五七）閏八月壬申条によると「大宰府の防人には、頃年坂東諸国の兵士を差して発遣す。是に由りて、路

次の国皆供給に苦しみ、防人の産業も亦弁済し難し」という理由で西海道七カ国の兵士一〇〇〇人が鎮戍にあてられるうこととなった。

それも二年後には「有不安者」とされ、天平宝字三年三月庚寅条で「東国防人を罷めしより、辺戍、日に以て荒散せり。如し不慮之表、万一の變有らば何を以て應に卒にすべし。何を以てか威を示さむ」と改制を求められている。これは「衆議して允さず」として却下されたが、岸俊男氏<sup>⑦</sup>は天平宝字五年十一月丁酉条にある東海道節度使管轄下の兵士の「数の内一千四百人は肥前国、一百人は対馬島」とあるのが防人だろうと推測されている。ただこの時期にかりに三〇〇〇人を定員としたうち東国防人が二六〇〇人も赴任していたとすると、法令の流れと大きく食い違う。それこそが現実ともみなしうるが、いささか疑わしい。

そして天平神護二年（七六六）四月壬辰条では大宰府から筑紫六カ国の兵士では「人勇健に非れば、防守済し難し。望み請ふらくは、東国防人を旧に依りて戍に配せむと」といわれ、政府は東国防人を主軸とする形に戻そうと「今聞く、東國の防人多く筑紫に留ると。宜しく検括を加へ且つ以て戍に配すべし。即ち其の数に随ひて六国の点する所の防人を簡却して……其の欠くる所を計へて、東人を差點して、以て三千に填てむ」とした。つまり旧東国防人で九州に留まっている者を徵發して防人の主力軍とし、その人数分だけの西海道出身兵士を選んで帰郷させよ。なおも不足があれば東国から徵發

して、定数の三〇〇〇人を確保しよう、というのである。

そのうちの東国兵士の補填要員の派遣は続いたが、『類聚三代格』（新訂増補国史大系本）卷十八・軍毅兵士鎮兵事／延暦十四年（七九五）十一月廿二日付太政官奏によると、延暦二年五月廿二日付の騰勅符により、蝦夷の騒動で東国の余裕がなくなったので「辺戍を相替るを停め……彼の防に就き留まるを願ふ徒を簡び、並びに旧防守の逃げ留まるものを括り、以て常の戍に配せ。其の欠くる所は、当土の兵士を差して之を補へ」という措置が指示された。つまり東国からの人員補充はせず、西国の中で数を調整することになった。

それが延暦十四年十一月について「専ら防人を廃め、各当土の兵士を差して彼此便を量りて其の常の戍に配せ。唯壱岐・対馬等二戍は、海を隔て懸遠にして往還に煩ひ有り。一に旧例に依りて、以て防人と為せ。夫れ旧防人（本文欠落）編附して以て兵士に点ぜよ」とあり、二戍を除いて防人を廃止。二戍には「旧防」の逃げ留まる者を當てたものと思われる。

### 三、旧防人の生活実態

では出土した木簡は、迷走する政府施策のどこに位置づけられるのか。

ともあれ、右の推転からすると天平宝字元年には西海道七カ国の

兵士が防人となつたが、天平神護二年には括出した旧東国防人が主軸となり、筑紫六カ国の兵士と新規の東国防人が補充要員とされる。延暦一年になると新規の東国防人がこなくなり、旧東国防人を軸として西海道の兵士が補なう形になつた。この木簡は西国防人の時代

いころのことと推測されている。

に作りえないから、おそらく天平神護二年以降のものということになる。

さてこの木簡の記述によれば、検括された「旧防人」は国別に構成されていたようだ。この一ヵ国つまり甲斐国出身の旧防人だけにこのあたりの警備が委ねられていたのだろうか。あるいは数カ国の旧防人が混合していたが、一ヵ国分の支給帳簿しかまだ発見されていないのか。防人制度を担っているのは、きわめて長い海岸線があるので、せいぜい二、三〇〇〇人ほど。一箇所に数カ国の防人が配

置され駐屯していたとも思えず、前者の蓋然性が高いようにも思う。だがこの出土木簡だけではそうした確証にならない。いろいろな可能性を、念頭においてから結論すべきである。また佐賀県教育委員会は、木簡で支給されている七把の記載をめぐって、防人兵士の処遇にやや懲罰的な意味合いを読み取られている。それは支給単位が通常四把であって、七把という例がないからである。七把は「日糧一一把は筑後国正税帳などにみる移配される俘囚の食料と同量となる。『甲斐国□成人』も『逃げ留まる』旧防人が検括されて進上されるべき戍に充てられたとみられるから、彼らには日糧が一一把しか支給されなかつたとすれば、七把は三日半の日糧にあたることになる<sup>(9)</sup>」とされ、法令に書かれた通りにアウト・ローである「逃げ留ま」つた人、すなわち浮浪・逃亡と見なされる者たちへの支給だったと把握されている。

さて、この部分の読みとり方だが、ただたんに偶然に検括された旧防人の歴名を作っていたのならば、あちこちに散らばっていた人を集めているのだから、一枚の木簡には複数の出身国名の者が混ぜて書かれて自然である。東国出身の旧防人でありさえすればもはや東国のどこの出身者であるかなどどうでもよいのだから、いつそのこと出身国名など省略して「旧防人」というまとまりとして捉えてもよかつたはずである。

だがそもそも旧防人のこうした捉え方には問題があるようだ。出身地からはるかに離された九州北辺の地で、だれがどこに逃亡しうるというのか。故郷を離れて防人として赴任しはじめたが、交代要員がこないために三年たつても十年たつても戻れない。人員を交替させられない政府の失策のために、帰郷を延期させられた人たちであろう。あきらめのなかでその地の女性と結婚し、あたらしい家族を持つようになる。政府が期待している動員数からみれば、おそらく一世代目もそれ以下も「旧防人」と捉えられているのではないか。彼らはみずから浮浪・逃亡の身になったのではない。それでも現地に家族などを持つたため、結果として本貫地を離れた扱いとなつたため、彼らは浮浪・逃亡と扱われる。厳密にいえば、防人は兵士として就役中であるから、東国に本貫地をもつ税負担者である。退役後にはじめて本貫地を脱して、浮浪となる。ただし法律上浮浪と逃亡は区別されるが、施政上は逃亡としか表現されていない。そこ

で東国防人の就役が停止された状態では、逃亡と扱われることになつたのである。しかしこの扱いは、あくまでも政府の都合によるものである。彼らがそこにそうしていることになつた経緯からすれば、処罰されるべき、自由意思で逃亡した人たちと同然でない。

律令制度には、住民の移住を法的に表現する方途がなかつた。どうしてそうなつたのかは別として、結果として本貫地を離脱して他所に居着くことになった者は、本貫地からの浮浪・逃亡と表現されてしまふ。法的にはそのようにしか把握しえないのである。王化に帰する気持ちなどなくとも「帰化」という言葉しかない。だから外籍の者が日本国籍を得た場合には、この現代でも帰化したと法的に表現されている。法的な表現に基づいて、その通りに「帰化した」と思う人はいない。それと同じである。彼らを文字通りに逃亡と捉えて、囚人的な身分の食料稻の支給をうけたとみなすのは、その前提において問題を感じる。

もっともこの七把という単位の支給にも、たしかに問題がありそうだ。その解釈として二把×三日半の支給額とするのも一案であるが、「半」という端数を生ずるのは不自然である。そこで一つの考え方として四把と三把にわけてはどうか。そうしてもよいのなら、三把の支給例は少なくない。たとえば「天平九年豊後国正税帳」(古一の四八頁)の国司巡行に見られる「従」への支給がそうで、「上人別四把 従三把<sup>(10)</sup>」となつてている。防人兵士に附隨する従者ラ

ンクの者への支給額を兵士別に一括支給したものと解釈する余地もある。その場合には無法者でなく、むしろ廃丁のような従属的な役をする者を付けられた優遇された存在という、一八〇度異なる見方となろう。

ところで当初の問題に立ち戻って、政府が「検括された逃留」として捉えた人たちが右に推測したような事情でこの九州北辺に住み着き、ここでの旧防人とされているとするなら、地域に根ざして生活するようになつた彼らの生活圏はほんらい広がりを持ち、郡境をさらに国境すらもこえて結婚相手などを探してあちこちに散在していたはずだ。自然に意思も通じ合い、九州人として同化しつつ、甲斐国出身者も駿河国出身者もときとともに混在していったろう。そういう考えるのが、穩当でないだろうか。

しかしもそもそもそうだったのならば、「甲斐国□成人」という括りが、数十年をおいてなぜできるのか。わざわざ甲斐国出身者だけをあちこちから「検括」して、ここに呼び集めたのだろうか。九州のそもそもの在住者に同化していたはずと考えれば、もとの出身国別に編成しなおす必然性などない。「旧防人」だけを指標として、たまたまそこにいた人たちをもとにして編成すればよい。それなのに、なぜなお「甲斐国□成人」として束ねようとし、また束ねうるのだろうか。

おそらくこれは、「甲斐国□成人」がすべてこの地の近傍に住ん

でいたから可能なのだ。この地で旧防人といえば、「甲斐国□戍人」であった。あるいは甲斐国以外に二、三ヶ国の成人がいたかもしないが、それでもなおもとの出身国がわかるように地元で区別されていたのだ。

それは、こういうことが背景にあることを思わせる。すなわち甲斐国防人が帰国を諦めて土着し、地域に同化しようとしても、いわば「旅の人」としていつまでも区別される。防人出身者をようやく受け入れず、地域に溶け込ませず、その待遇の尊卑はいずれにせよ特別視され続けた。かれらの生活圏をあまり広げさせることなく、彼らの一族が分散することを地域として阻んだのだろう。

西国の住人たちは、大宰府の役人の口をかりて、西国出身の防人は「人勇健に非らざれば、防守済し難し」（『続日本紀』天平神護二年四月壬辰条）とし、「賊を防ぎ辺を成るは、本より東国之軍に資る。衆を持し威を宣るは、是筑紫之兵に非ず」とまでいう。もともと西国兵の仕事でないといい、東国兵が勇健だとおだてる。その本心は、西国の人たちは防人の仕事を嫌い、自分の代役に彼らを立てようとしているのだ。白村江の敗戦以来約一〇〇年が経ち、地元としてはかつての戦役の傷はすでに十分癒えている。そのなかで白村江の戦いを中心となつて担つた西国兵が勇健でない理由などない。

ここには、西国住民・大宰府官人のしたたかさを読みとり、その一方で生活圏も居住範囲もあるいは生活形態すら制限され、冷たい視

線を浴びせられている旧東国防人の存在を思うべきだろう。東国防人がかつて味わったであろうそうちした暗く苦しい過去を、この木簡が語っているのではなかろうか。

### 三、国別の隊編成

八号木簡の記載で注目されたいま一つの点は、軍隊組織自体が国別編成をとっていたらしいことである。

近代的な軍制では、おのおのの部隊の構成員に階級差があり、かりに要砦の指揮官であった少佐が戦死すれば、たとえば次点の上官である中尉がかわって指揮をとる。こうして軍の統制は引き継がれ、だれか上官がいるかぎり部隊が解散することはない。しかし国単位の編成だったらどうだろう。

岸俊男氏<sup>(1)</sup>は、『万葉集』の防人歌にある彼らの称号から防人軍の軍隊構成を復原した。すなわち「国造丁→助丁→主帳丁→火長→上丁」という階層になつていて、「国造丁→助丁→主帳丁→火長→上大毅・少毅・主帳に対応し、十人の組長である火長が一般兵士の上丁を率いる体制である。これは一見すると律令制的だが、「最高の統率者になぜ国造丁とか国造とかの称呼が付せられているのか」の疑問が残り、「大化前代から軍事組織の一部を構成していたと考えられる国造の率いる軍隊の構造が各國の防人の編成に継承され、八世紀中葉においてなお遺制として存在していた」と考えられる、と

された。それなら、甲斐国防人の軍は、上意下達によつてそれなりのまとまりをもつたろう。

しかし問題は、共通の敵・たとえば唐軍の侵攻にあつたときである。甲斐国防人は甲斐国防人としてのまとまりをもつて戦うが、たとえば駿河国防人と連携して戦えるのか。また駿河国防人が撃破されたとして、その残兵を甲斐国防人のなかに組み込んで戦えるのか。おそらくこのいずれもできないであろう。防人を国別でまとめるということは、ほかの国の防人との混成軍を編成しないという意思表示でも、また編成できないという結果の表明でもある。

では、なぜ各國の防人を混ぜられなかつたのか。その理由の一つは旧国造が自國での伝統的権威による繋がりを手放したくないからであろうが、いま一つの現実的な理由は言葉の壁(13)であつたろう。

『万葉集』には、防人歌と東歌が収載されている。二例のみあげると、「うべ児なは 我に恋ふなも 立ちと月の ぬがなへ行けば 恋しかるかも」(三四七六)・「あずへから 駒の行このす 危はとも 人妻児ろを まゆかせらふも」(三五四一)とある。ここにある「わぬ」(我)・「こふなも」(恋ふらむ)・「たとつき」(立つ月)・「ぬがなへ」(流らへ)・「こひしかるなも」(恋しかるらむ)・「ゆこのす」(行く)・「あやはとも」(危けど)は推測できたが、「まゆらかせ」はいまだに意味が分かつていなし。<sup>(12)</sup>防人歌の収録にさいしては、地元での筆録者や大伴家持などの貴族層が

詠みやすく加工・修正したであろうから、もと歌はさらに方言が強かつたろう。こうした方言で会話された場合、中央官人もよその地域の防人も、言葉が通じ合わない。命令内容がただしく伝達されない。廣岡義隆氏によれば、都言葉が入つてきててもそもそも地元にそした発音がなく、ただしく発音できなかつたために方言のように扱われたという。<sup>(14)</sup>出身国を問わずに混在させようとしても、それぞれで発音できる範囲が異なつていようから、防人に発音をともなわずに文字を教え込まないかぎり、混成軍は編成できなかつたことになる。

しかし兵士を出身国別に配備するという編成の仕方は、防人軍だけのことでもなかつたようだ。

八世紀の日本ではあまり大きな戦闘が起きなかつたので、検討すべき資料が少ない。だが、そのなかでも問題点はあらわになつている。天平十二年九月丁亥条に大宰少弐・藤原広嗣が反旗を翻した、とある。以後、広嗣は大宰管内の軍団兵士を徴発していく。中央政府は大野東人を大将軍に任じ、北陸・西海を除く五道から一万七〇〇〇人を動員した。広嗣も一万人の兵を率いて、政府軍先鋒の佐伯常人・阿倍虫麻呂の率いる六〇〇〇人の兵士と板櫃川を挟んで対峙した。そのとき佐伯らは配下の隼人に「逆賊の広嗣にしたがつて官軍に抵抗すれば、自分の身ばかりでなく、妻子・親族にも罪が及ぶぞ」ともちろん隼人の言語で呼びかけさせた。すると広嗣麾下の隼

人は箭を射かけるのをやめ、やがてつぎつぎ渡河して投降したのである。

隼人の集団離脱がはじまるのだが、広嗣らはこれを制止できなかつた。何を呼びかけられたのかが分からぬから、反論も説得も、つまり何の対応もできなかつたのだ。指揮命令系統よりも、部族単位で行動されることで、広嗣軍は自壊していったのである。

中国でも、こうした言葉の問題は起きていた。多民族国家であるから、それを支配しようとすれば言葉の壁がある。また支配下に入つた以上は、そこから徵兵する。多民族・多言語の軍隊をどのように統禦していくかは、すでに古代中国でも問題になつていていた。

秦の民衆支配のあり方について、岡田英弘氏は次のように説かれている。

秦の始皇帝は韓・趙・魏・楚・燕・齊の六ヶ国を滅ぼして中国を統一したが、かつてこれだけ広大な領域をもつた政権がなかつた。そこで新政権は、施政にさいして度量衡の単位を統一するなどの工夫が必要になつた。その工夫の前に立ちはだかつた最大の障壁が言語の壁だつた。このときの中国には共通中国語など存在しないからだ。そこで、

古代においても、各地方ごとに言語が異なるのが常態であつ

たから、例えば県の知事からの報告書ひとつを探つてみても、それが地方ごとに別々の言語で書かれていたとすれば、それを解読するだけでも大変な労力である。もちろん、皇帝からの命

令を地方に伝えるときにも、各言語に翻訳しなければならぬ。

そこで始皇帝が考えたのが、文字の統一であった。

断わつておくが、始皇帝がやつたのは、「口頭で話される言語」の統一ではない。そのようなことは、現代中国でも南北で言語の系統すら違うのだから、しょせん無理な話である。現代日本のように、共通語を定めるというのは不可能な国なのである。

そこで彼は、帝国の支配に必要な文書類に用いる書き言葉だけに的を絞つた。まず漢字の書体を統一し、しかも、その漢字に対応する読みを決定したのである。

とされ<sup>(15)</sup>、漢字の数を三三〇〇字に制限して、同時に民間に流布していたさまざま書物を焼かせた。岡田氏によると、このいわゆる焚書とは思想統制のためでなく、「民間において野放図な漢字の使用が行なわれないように」するもの。「漢文の表記や表現を公的に統一するための手段だつた」（一一五頁）とされている。すなわち施政は統一され制限された漢字を用いた文書によって行われたが、「中國人は近代になるまで、自分たちが『話している言葉』を書き表わす手段がなかつた」（一一七頁）という理解である。

ここでの理解を軍事面に適用するなら、多民族による混成軍に対して話し言葉を介していたのでは、用向きが通らなかつたはずである。そこで制限された数の文字を通有させて、各部署に対する指令

を出していたと考えてよからうか。

記された配備法は物語っている。

なお現代中国は五十六民族（公式発表）を抱える多民族国家だが、中國人民解放軍のなかでは共通語を用いることになっている。どの民族の出身者であろうと、必要な共通語は覚えさせられるわけである。

このことは日中戦争以前の日本軍でもそうだった。

奈良県在住で、かつて海軍機関学校（福井県舞鶴市）に入学していた村中勝氏のご教示によると、「海軍機関学校では、方言で会話することが禁止されていた。これを破れば、同室の先輩たちからの体罰を受けたが、そういうなかで標準語を覚えていった。このことは、兵学校・経理学校でも同じだったと思う」とされ、また「軍隊への徴兵時には、かならず本人の現住所でなく、本籍地で召集されている。これはおそらく、同じ師団のなかで、各種の方言が混淆するのをできるだけ防ぐ方途であつたろう」とされている。<sup>(16)</sup>

またインドでは、指揮官は別の種族でも、その配下の部隊員はすべて同じ言語部族とされている。したがって指揮官が英語で指示をすると、翻訳されて全員に指示がいくこととなっていた、という。<sup>(17)</sup>

防人軍はじっさいに戦つたことがない。だからこうした欠点を自覚しないですんだ。しかもしも実戦に参加していたら、国別には戦闘を展開しえたとしても、自国の指揮官を失つたら一度と纏まらないという弱点をさらけ出したであろう。そのことを、この木簡に

### 【注】

①佐賀県教育文化課文化財調査担当「佐賀県記者発表資料／唐津市中原遺跡出土『成人』（防人）木簡」、平成十七年五月三十日付。

②佐賀県教育文化課文化財調査担当（西九州道文化調査）「佐賀県記者発表資料／唐津市中原遺跡甕棺墓から青銅製円形腕輪（円環型銅釧）が出土」、平成十六年七月七日付。

③「唐津市中原遺跡破碎鏡四面が出土」（佐賀新聞）平成十七年八月十七日付）。

④一号木簡から七号木簡までの記載文字については、佐賀県教育委員会文化課編「古代の中原遺跡—解き明かされる鏡の渡し—」（国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所発行、二〇〇五年）四～五頁を参照した。

⑤八号木簡の釈文・語句の解釈などは、佐賀県教育文化課 調査担当「佐賀県記者発表資料／唐津市中原遺跡出土『成人』（防人）木簡」（平成十七年五月三十日付）という記者発表資料に付属する「中原遺跡出土八号木簡」と題した説明文によった。

⑥田中卓氏「〈覚書〉防人」（『続日本紀研究』三巻一〇号、一九五六年一〇月。田中卓著作集五『壬申の乱とその前後』に「防人」として収載。一九八五年、国書刊行会刊）に「天平二年の停止といふのは、防人を筑紫に差遣するのを停めたのであって、之は直ちに現地の防人を解任して

帰郷せしめたといふのではないのであらう。つまり新しく諸国の防人を任命することを罷めたのではあるまいか。……國際情勢などから、解任がのびのびとなり、天平九年に至つて帰郷の令が出されたのではなかろうか」とある。

⑦岸俊男氏「防人考—東国と西国—」（『万葉集大成』卷十一所収、平凡社刊、一九五五年。のち『日本古代政治史研究』塙書房刊に収録）。

⑧注⑤の「中原遺跡出土八号木簡」五頁。

⑨注⑤の「中原遺跡出土八号木簡」五頁。

⑩『大日本古文書』卷一（東京大学出版会刊）では、「従二把」となつて

いるが、これは誤植である。計算上は「従三把」であり、『寧樂遺文』では訂正されて載っている。また四九頁の往来伝使の項目では「従三把」となつてている。

⑪岸俊男氏、注⑦論文。

⑫日本古典文学全集本「万葉集」三（小学館刊）、四九六頁。三五四一番歌の頭注。

⑬加藤静雄氏「万葉東歌の世界」（塙書房刊、二〇〇〇年）Ⅲ東歌から万葉集卷十四へ／4東歌を記録する、一九七頁。

⑭廣岡義隆氏「防人歌の形成—歌の場と、所謂『東国方言』について—」（三重大学日本語学文学」十三号、二〇〇一年六月。のち『上代言語動態論』（塙書房刊）に収録、二〇〇五年）では、タイ国にもともとシユの発音がないため、タイ人留学生が春愁を「チュンチュウ」と発音する

という例をあげている（同書三〇〇頁）。

⑮岡田英弘氏著『妻も敵なり　中国人の本能と情念』（クレスト社刊、一九九七年）第三章「現代中国語は、日本語から作られた—統一言語なき國家に、近代化の道なし—」、一一三頁。

⑯大江志乃夫氏によると「入営はすべて本籍地を基準とし、原則として歩兵は本籍地が属する連隊区の歩兵連隊、その他の兵種は本籍地が属する師管区の部隊に入営した。（中略）海軍は陸軍の各師管区ごとに徵集した。現役兵の大部分は歩兵であり、各連隊区は沖縄をのぞいてはそれぞれ特定の歩兵連隊とむすびついていたから、沖縄県を例外として、各地域はそれぞれの郷土部隊をもっていた」（『昭和の歴史・3 天皇の軍隊』（小学館刊、一九八二年九月）七二頁）という。

⑰東京大学教授・高橋孝信氏のご教示による。インド軍関係者より聞かけたとのこと。

※本稿は、平成十七年十月十七日に行われた奈良県立万葉文化館友の会・万葉古代学研究所共催の平成十七年度第七回「万葉文化をよむ」講座で発表したものを加筆・修訂したものである。